

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
中国 (2005/07/20発 効)	国家質量監督検 験檢疫総局が各 地に設置した出 入国検驗檢疫局  Entry-Exit Inspection and Quarantine (EEIQ) Bureau, General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine (AQSIQ)	40元	<p>1. 企業登録後、COの電子申請ソフトを利用してオンライン上のCOのForm Eと発給申請フォームをダウンロードし必要事項を記入する。申請のためには、申請者はまず発給機関が認めた専用ソフトウェアを購入し、インストールする。電子申請ソフトウェアはNinetowns(九城電子申請システム)や iTowNet(信城通ネットhttp://www.itownnet.cn/)と呼ばれるものがある。COのForm Eに入力する際にFOB価格を記入しなければならず、原産地基準(Origin Criteria)がCTCやSPの場合も同様に入力する。しかもFOB価格は輸出用貨物のインボイスの価格と一致する必要がある。</p> <p>2. 申請者による情報インプットが完了し、実地検査が必要ないようであれば、発給機関はオンラインで「審査正確」との受領証を1-2日以内に出す。</p> <p>3. 発給機関から受領証を受け取ってから、申請者は発給機関から空白のCO Form Eを受領し、電子申請ソフトウェアを利用し、申請フォームと「サインなしCO Form E」をプリントアウトする。(プリントアウトには専用ソフトが必要)</p> <p>4. 印刷した申請フォームと「サインなしCO」および下記の書類を発給機関に提出し発給してもらう:  <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO発給申請書(公印を押す)</li> <li>・CO Form E(公印を押す)</li> <li>・輸出貨物インボイスとパッキングリスト;</li> <li>・非原産品、あるいは発給機関が真実性をチェックする必要がある商品の場合は、製品コストの詳細書類(また、製造者と輸出者が別の場所にいる場合、申請者は製造者がいる地域の発給機関発行の製品検査結果を提出する必要がある。)</li> <li>・遡及発給されたCOの場合は通関書、または船荷証券、または貨物運送状などを提出する。</li> <li>・その他発給機関が必要とする書類(例: Bill of Ladingなど)</li> </ul> </p> <p>5. 手数料の支払いをし、COを受領。COは料金支払いがされれば同日中に発行される。</p>	可  COが輸出時まで、あるいは輸出後3日以内に発給されなければ、EEIQは貨物の出港日より1年以内に限り遡及発給する。EEIQは「遡及発給」(Issued Retroactively)の公印をCOに捺印する。	可  COが発行日より1年以内に紛失・破損した場合、申請者はオリジナルCOの第3コピーをEEIQに返却し再発行を申請できる。検証と審査後、EEIQはCertified True Copyという公印を捺印したCOを再発行する。手続きはオンラインでも可能で、必要書類は通常発行と同様だが、申請者は再発行の理由を説明した書類の提出必要。そのフォームは各地のEEIQごとに異なっているので注意。	発給する  この場合COに記載するFOB価格はOriginal Invoice(中国出し値)の価格となる。	発給する(ただしEEIQではなく、各地の税関オフィスによる)  (必要書類) <ul style="list-style-type: none"> <li>・Movement Certificate 申請書(各地の税関に有)</li> <li>・中国への輸入貨物に使用されたCO(Form E)の認証済みコピー</li> <li>・インボイス(Third Party Invoiceも可)、契約書、船荷証券(B/L)またはAir Waybill(AWB)など</li> <li>・その他各地の税関が必要と認める書類</li> </ul> <p>※ 申請者はこれら書類を各地の税関の窓口へ提出する必要有。          ※ Movement Certificate申請書には中間インボイスのFOB価格の記載も必要。</p>	原産地証明書 (Form E)

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
シンガポール (2005/07/20発 効)	税関 Singapore Customs 関税貿易業務部 (Tariffs and Trade Services Branch: TTSB)	CO申請毎に TradeNet申請: 5.98 Sドル マニュアル申請: 10 Sドル  ※TradeNet利用費 用: 1アカウントの初期 登録費S\$50、1ア カウントIDにつき使用 月額費S\$20 (その 他必要な手続きや 許可などサービス 内容に応じて細か い課金システムが ある)。 【参照】 TradeXchange: Tel: +65 6887 7888 2番 Email: tradexchange@crim sonlogic.com	1. MCS (Manufacturing Cost Statement) の提出 ・製造業者として登録完了後、製造者は企業のレターヘッドで全ての製品モデルについてコスト申告書を準備。フォーマットは以下のシンガポール税関のサイトにある。 <a href="http://www.customs.gov.sg/topNav/ese/Online+Services+and+Forms.htm">http://www.customs.gov.sg/topNav/ese/Online+Services+and+Forms.htm</a> 。 ・コスト申告書の提出は税関へ少なくとも輸出日の7営業日前まで ・付加価値基準ルール適用の製品は、使用原材料の実際のコストを記入、見込み生産コストでは不可。使用原材料全てについて、国内製造材料分と、アセアンか中国のサプライヤー分のインボイスを提出すること。ACFTAで累積のルールを適用する場合はアセアンまたは中国の原材料について証明書類としてCO (Form E) の提出が必要。 ・関税番号変更基準ルール適用の製品は、外国製の原材料についてHS6桁レベルの情報を記入。 ・シンガポール税関はコスト申告書で原産資格を確認し認可レターを発行する。その後、製造者あるいは輸出者がCOを申請する。  このコスト申告書は1年間有効で毎年の更新が必要、コストや売値、調達先の変更があった場合も更新必要。認可されたコスト申告書を更新するには、新しい申告書を出すか、製品が原産性を維持している旨の確認書を出す必要がある。この確認書はコスト申告書の有効期限が切れる最低1週間前までにシンガポール税関に提出する。税関では受領より3営業日以内に受取書を発行する。受取書は確認書の日付から1年間有効となる。  2. COの申請 ・輸出者はCO申請と輸出許可申請の両方をTradeNet でオンラインで行う。マニュアルのCO申請は例外的なケースのみ可能。輸出者にTradeNet が無い場合は、代理業者に委託が可能。 ・CO申請と輸出許可申請が正しく完了すれば、TradeNet ではCOとCargo Clearance Permit (CCP) について番号を割り振り、認可を行う。申請後、2時間以内に輸出者にメッセージが送付される。	可  例外的に予期できない特別な仕方の無い理由でCOが輸出時に発行できなかった場合、遡及発行可能。その際は海外輸入者からの依頼と、輸出日から1年以内という条件有り、 "Issued Retroactively" の文言が入る。	可能  盗難・亡失・破損の場合はオリジナルCOの証明真性コピーを申請可能。手数料はS\$4必要。必要書類は、書面での依頼と共に、COのコピー3部と認可されたCOの副本コピー1部。	発給する  CO Form Eの第13欄の"Third Country Invoicing" にチェックと、第7欄にインボイス発行社名と国名の記載要。	発給する  Movement Certificate (Form E) の第13欄に"Movement Certificate" のチェック要。また、第7欄にオリジナルCO Form Eの発給機関名や日付・番号等を記載要。必要書類として下記をファックスするか、TradeNet の申請でソフトコピーで添付必要。	ACFTA国の正規機関で発給された原産地証明書 (Form E) のオリジナルコピー

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
			<p>3. COの受取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出者は認可済みCOについてTradeNet担当の CrimsonLogic Service Bureauにて受け取る。COは申請認可後、2-4時間で受け取り可能。</li> <li>・受け取りには申請者かその代理人の委任状とCO毎に輸出インボイスコピーの提出が必要。CO番号が対応するインボイス上に記載あること。</li> <li>・COの記載事項が正しいことを確認し、COの所定欄に輸出委任者のサインが必要。</li> </ul> <p>注：インボイスの日付は輸出日の前であること。輸出日前のCO申請では、インボイス日はCO提出日の後であってはならない。これは海外輸入先の税関で、COのシンガポール税関認可日後のインボイスに関する揉め事を避けるためである。</p> <p>注：FOB価格は記載要。TradeNet でCOと輸出許可申請の際に“Total FOB Value” が必須項目となっている。</p>	TradeNetで遡及発給をネット申請する際、輸出者は追加情報として輸出許可番号を“Previous Export Permit. No.”欄に記入要。その申請後直ぐに、遡及発行CO申請の新しい参照番号 (Unique Reference Number)を税関へFAXする。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・最初のACFTA輸出国のオリジナルCO Form E</li> <li>・輸出者のインボイス</li> <li>・ワーキングシート (分割貨物の場合)</li> <li>・輸入許可証</li> <li>・輸入許可証に対応するサプライヤーのインボイス</li> <li>・輸入許可証に対応する船荷証券 (B/L) またはAir Waybill (AWB)</li> <li>・輸出時の船荷証券 (B/L) またはAir Waybill (AWB)</li> </ul> <p>Movement Certificateを申請する輸出者はACFTAの規定法令文書での要求に従うこと。</p>	

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
マレーシア (2005/07/20発 効)	国際貿易産業省 Ministry of International Trade and Industry (MITI)	CO自体は無料で MITIにより発給され るが以下のコストに 注意  COのマニュアル申 請の場合 COの用紙をマレー シア製造者連盟 Federation of Malaysian Manufacturers (FMM) から購入: ・会員: 1冊(40セッ ト)RM35.00 ・非会員: 1冊(40 セット)RM55.00  電子申請electronic Preferential Certificate of Origin (ePCO) の場 合 Dagang Netの ePCO 申請料金の 以下の2種類有り ・スタンダード: 年会 費RM20に加え都 度料金RM5.00 ・イーバリュー: 年 会費無料で都度料 金RM8.00	ePCOでの申請の場合 企業登録後、ePCOのウェブサイト <a href="http://epco.dagangnet.com.my/epco.jsp">http://epco.dagangnet.com.my/epco.jsp</a> にログイン  <u>コスト分析 (Cost Analysis: CA)</u> 1. メニューバー内の“ACFTA” から“New Cost Analysis” を選択 2. “MITI Attachment Section”の中で必要事項を記入し以下の必要書類を 添付する。 ・業者から製造者への原材料のインボイス(製造者により認証要) ・海外の業者からのCO(必要な場合のみ) ・製品のプロセスフローチャート ・製品のサンプル、写真、カタログ等 必要な書類全てを提出しないとコスト分析申請は完了しない。 3. 免責補償の文章を承認する 4. 電子的にコスト分析を提出。レファレンス番号が発行され、この番号によ り今後の進捗確認をする。 5. ePCOでのコスト分析は5営業日で承認される。靴、自転車、アルミ工業で はMITIにより工場検査の場合もある。その後システムからコスト分析承認レ ターが発行され承認番号も自動発行される。  <u>CO申請</u> 1. メニューバー内の“ACFTA” から規定のCO Form を選択 2. “Select Case for CO”から“General” を選択 3. Form Eの申請IDスクリーンから実際にCO申請する品目を探し出し、 “Finished Product” 欄の対応するハイパーリンクをクリック 4. 品目のブランド・モデルから適切なものを選択し、画面下の“次へ”ボタ ンをクリック 5. “Add/Edit - Form E Product Description Details Screen” へ進み、必要 事項を埋める。 6. 追加の製品があれば、3から5のステップを繰り返す。 7. 全ての製品で完了後、画面下の“次へ”をクリックし、申請IDスクリーン画 面へ戻る。 8. “MITI Attachment Section”で必要事項を記入し、以下の必要書類を添 付する。 ・Bill of Lading ・税関申告フォーム (K2) ・顧客へのインボイスとパッキングリスト 必要な書類全てを提出しないと受付は完了しない。 9. 免責補償の文章を承認する。 10. 電子的にCO申請を提出。レファレンス番号が発行され、この番号によ り今後の進捗確認をする。 11. ePCO での承認は1営業日。	可  ただし遡及発 給には以下の 追加書類が必 要。  ・MITIからの承 認レター ・COフォーム ・顧客へのイン ボイスとパッキ ングリスト ・“Record of Certificate of Origin Issued” BAK1(e) ・船荷証券 (B/L)または Air Waybill (AWB) ・承認済み税 関申告フォー ム (K2)	再発給する  ただし輸出者 はMITIへの理 由書の提出が 必要。再発給 の判断はMITI の担当官の判 断。 CO再発給不 可の場合もあ る。	発給する  ePCO 経由で申 請する場合は、 通常のCO発給 手続きに従う が、“Select Case for CO”内 の“Third Party Invoicing”を選 択し、追加必要 事項を“Third Party Details” 欄に記入する。	発給する  <必要書類> ・BAK1(a) および BAK1(c) フォーム ・企業登録証 (Form 9 or 13) ま たは事業登録証 (Form D) ・COのオリジナル コピー(Form E) ・マレーシアに輸 出する際に発行さ れたインボイス ・税関申告書 (K8) またはフリーレー ドゾーン申告書 (ZB1) ・再輸出品のモニ タリングシート (ANNEX 1)  注: 仲介インボイ スのFOB価格記載 は必須 また、古いCO (Form E) は使用 不可。	原産地証明書 (Form E)

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用して 原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
		輸出でCO申請が 年間60件以下の場 合はイーバリューブ ランの料金がお勧め	<p>マニュアルでのCO申請の場合</p> <p>コスト分析 (Cost Analysis: CA)</p> <p>1. コスト分析申請フォームを以下からダウンロード  <a href="http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_8ab71ed7-7f000010-72f772f7-46167d0f">http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_8ab71ed7-7f000010-72f772f7-46167d0f</a></p> <p>2. "Free Trade Scheme Application Form" BAK1(a)を記入し、"ACFTA - Form E" とオプションの"New Cost Analysis"をチェック</p> <p>3. BAK1(a) では提出に必要な以下の書類のチェックリストがある。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ "Free Trade Scheme Application Form" BAK1(a), "Cost Analysis of the Finished Product to be Exported" BAK1(b), および "Letter of Indemnity" BAK1(c) forms;</li> <li>・ Company Registration Certificate (Form 9 or 13) または Business Registration Certificate (Form D);</li> <li>・ 使用した原材料のインボイス - 業者から製造者への原材料のインボイス (製造者により認証要)あるいは海外の業者からのCO (必要な場合のみ)</li> <li>・ 製品のプロセスフローチャート</li> <li>・ 製品のサンプル、写真、カタログ等</li> </ul> </p> <p>4. 記入完了したBAK1(a) と添付書類をMITIあるいはMITIの各地域支所へ提出</p> <p>5. マニュアルによりコスト分析の承認は所要7営業日。靴、自転車、アルミ工業ではMITIにより工場検査の場合もある。 その後MITIからコスト分析承認レターが発行され、これをCO申請に使用する。</p> <p>CO申請</p> <p>1. マレーシア製造者連盟 (FMM) からブランクのCOフォームを購入</p> <p>2. "Cost Analysis Application Form" 内の "Certificate of Origin Application Form" BAK1(d)を記入する。サイトは以下。  <a href="http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_8ab71ed7-7f000010-72f772f7-46167d0f">http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_8ab71ed7-7f000010-72f772f7-46167d0f</a></p> <p>3. BAK1(d) では提出に必要な以下の書類のチェックリストがある。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MITIからの承認レター</li> <li>・ ブランクのCOフォーム</li> <li>・ 顧客へのインボイスとパッキングリスト</li> <li>・ "Cost Analysis Application Form" 内にある"Record of Certificate of Origin Issued" BAK1(e)</li> </ul> </p> <p>4. 記入済みBAK1(d)と添付書類をMITIかMITIの各地域支所へ提出</p> <p>5. マニュアルによるCO申請では所要2営業日</p>					

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
タイ (2005/07/20発 効)	商業省外国貿易 局 Department of Foreign Trade (DFT), Ministry of Commerce	1.原産性判定(25 類から97類まで) ・書面提出: 1つのHSコードにつ き30パーツ(提出後 3営業日要) ・オンライン提出: 無料(提出後、1-2 営業日要)  2.原産地証明書の 発給(Form E) ・オンライン提出の み: 無料(原則1日と なっているが、実際 は提出後1-2営業 日かかっている)	1. 原産性の判定(25類から97類まで) 輸出入者カードの保持者は、ウェブサイトを通じて下記必要書類を送信する か、同書類をマニュアルで外国貿易局輸入管理課(同局ビル5階)に提出。 ・製造工程表 ・生産コスト表 ・輸入材料のインボイスおよび輸入通関書類 ・輸入エントリー ・国内生産部材購入に関する書類または領収書 ・もしフォームEの場合で累積規定を適用する場合は、フォームEを累積の書 類として用意  輸入管理課は原産性の「適格品目証明書(Confirmation of Product Eligibility: CPE)」を発行する。(有効期限2年間)  2. 原産地証明書 (Form E) の発行手続き 輸出入者カードの保持者は、ウェブサイトを通じて下記必要書類を送信する か、同書類をマニュアルで外国貿易局輸入管理課(同局ビル4階)に提出。 ・インボイス正本または写し ・船荷証券(B/L)またはAir Waybill (AWB)、あるいはその他運送状 ・原産地資格審査申請書(第1類から24類の場合) ・適格品目証明書(CPE)(第25類から97類の場合)  これにより外国貿易局輸入管理課は原産地証明書 (Form E)を発給する。	可	ACFTAの運用 上の手続きに 従い、紛失、損 傷等があった 場合再発給す る。	発給する  ※原産地証明 書上にFOB価 格の記載が必 要。  輸入国への輸 入貨物のイン ボイス番号も記載 必要。インボイ スを発行した企 業の正式社名 称や住所も必 要。	発給する  ※タイへ輸入され た際の際の原産地証 明書の提出が必 要	原産地証明書 (Form E)

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
インドネシア (2005/09/30発 効)	商業省Ministry of Trade (MOT) より委託を受け た原産地証明書 発給機構 IPSKA "Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal"  インドネシア全土 に85のIPSKAが あり、そのうち28 のIPSKAではオ ンラインでCO発 給が可能。残り の57のIPSKAで は準オンライン ベースにて発 給。	COの申請フォーム 毎に5,000ルピア	1. 輸出者は下記いずれかで申請: a. オンライン申請可能な28のIPSKAの場合は <a href="http://www.skaservices.com">http://www.skaservices.com</a> より申請。 b. 準オンライン申請の57のIPSKAの場合は、COの申請用紙記入の上、製 造者が所在する地域のIPSKAに提出する。  2. どちらのケースでも以下の添付書類をCOの申請と共にIPSKAに提出必 要: ・輸出申請のコピー(Pemberitahuan Ekspor Barang; PEB) ・輸出許可記録のコピー (Nota Persetujuan Ekspor; NPE) ・納税者番号 (Nomor Pendaftaran Wajib Pajak; NPWP) ・船荷証券 (B/L) または Air Waybill (AWB)、また陸路の場合はカーゴレシー ト ・インボイス ・パッキングリスト ・生産コスト報告書 (US\$で単価) ・サーベイヤーレポート (貨物が輸出前検査対象の場合のみ)  3. IPSKAはCOの申請で疑わしいケースの場合は、原産地確認を輸出前 に行うこともある。実際にはIPSKAは申請者に対して貨物が原産品適合である 旨の誓約書を要求している。  4. IPSKAはCO申請で提供された情報に問題なければ1日以内に発給する。  5. 輸出者は許可されたCO申請を印刷、サインし、IPSKAのオフィスへ持参し 権限のある担当官のサインをもらう。	可	可能。  紛失の場合 は、紛失届を 警察に届けて その受領証 を再申請の際 に添付する必 要あり。 再申請は当初 発行されたCO と同じIPSKAで なければなら ない。	発給する  CO Form Eの第 13欄に第3国イ ンボイスである 旨のチェックが 必要。  ※原産地証明 書上にFOB価 格の記載が必 要 (Form E)	発給する  CO Form Eの第13 欄にMovement Certificateである 旨のチェックが必 要。  ※発行の際には オリジナルの原産 地証明書 (Form E)の提出が必要。	・コスト明細書 ・インボイス ・原産地証明書 (Form Eのコピー)

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
ブルネイ (2005/07/20発 効)	外務貿易省貿易 開発局 Department of Trade Development (DTD), Ministry of Foreign Affairs & Trade (MOFAT)	特恵用COフォー ム:無料 一般COフォーム: B\$10.00  CO発給サービス チャージ: B\$2.00 / セット	1. 製造コスト明細書 (Manufacturing Cost Statement: MCS) の提出: 工場検査に問題なければ、製造者は製品のMCSをDTDに提出し、必要な 原産規則を満たしていることを示す。このMCS提出はCO申請のフォーマット で行う。MCSは内容に変更なければ1年間有効。内容に変更がある場合は 輸出者・製造者はDTDに連絡する。  2. CO申請の提出: DTDへのCOオンライン申請 <a href="http://202.93.221.24/sop/process/EMINCOM/portal_app?template=eMinCom-EN&amp;url=/web/emincom/EN/businesses/index-biz.jsp&amp;biz=certOrigin&amp;portalDo=coApp">http://202.93.221. 24/sop/process/EMINCOM/portal_app?template=eMinCom- EN&amp;url=/web/emincom/EN/businesses/index-biz. jsp&amp;biz=certOrigin&amp;portalDo=coApp</a> .  提出書類は以下のとおり: ・インボイス ・パッキングリスト ・その他必要に応じて関連書類  CO発行までの所要時間は、1-2営業日	可	再発給する  盗難、忘失、破 損した場合は 輸出者は書面 でCOの発給機 関に申請。オリ ジナルの証明 本コピーが発 給され、第12 欄に“Certified True Copy” の 文言が入る。 オリジナルCO の発行日がコ ピーにも引き 継がれる。オリ ジナルCOの発 給から1年を過 ぎるとコピーは 発給されない。	発給する。  FOB価格は Form E の CO 上には必ず明 記必要。	発給する  必要書類として Form Eの輸出国 発給のオリジナル のCOが要求され る。	原産地証明書 (Form E)



ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
フィリピン (2005/07/20発 効)	マニラの関税局 輸出調整部 (Export Coordination Division, Bureau of Customs) または 各港の財務省下 の税関輸出部 Export Division (ED), Bureau of Customs, Department of Finance	115ペソ(品目数に 関係なく)税関のス タンプ代  ※COの用紙代15 ペソ	1. 輸出前の物品検査申請を書面にて、輸出の最低5日前までには以下の 書類と共に提出: i. 生産に使用された全部材のリスト(輸入部材および国内部材) ii. そのコストの明細 iii. 輸入の際の輸入申告書 iv. 生産フローチャート v. 企業概要 vi. 生産プロセスの写真 その他検査に必要な書類(ただし生産プロセスや仕様、部材や製品の価格 に変化が無ければ必要なし)  2. 発給機関による輸出前実地検査  3. 輸出毎のCOの申請、以下は必要書類 i. 記入済みのCOのフォーム(FOB価格記載が必要) ii. 許可済みの輸出申請書コピー iii. 船荷証券(B/L)またはAir Waybill (AWB)コピー iv. インボイス v. 商品許可証 (Commodity Clearance) のコピー(必要な場合)  4. COの発給 i. 輸出者がExport Coordination Division (ECD) あるいはExport Division (ED) にCO申請提出 ii. 貿易管理審査官(Trade Control Examiner:TCE) が評価と検証を行う iii. TCEは見解をECD/EDの チーフに提出 iv. ECD/EDのチーフはCOにサインをする  所要時間:各都市により異なる。マニラでは申請受領後、7~12営業日で発 行するが、マニラ以外では12~22日かかる。しかしセブでは半日で可能とあ る。  COの有効期限:4カ月だが、ACFTAの締結国以外の国で積み替えられた場 合は6カ月	可	再発給する	発給する  ※原産地証明 書上にFOB価 格の記載必要。	発給する  ※必要書類: フィリピンへの輸 入時に使用された オリジナルCO Form E ※仲介する輸入業 者はMovement Certificate: MC を 申請する輸出者と 同一 ※輸出される貨物 のFOB価格の記 載必要 ※MCに記載され る製品の総量は 輸入時のオリジナ ルCO Form E の 数量を超えてはな らない	原産地証明書 (Form E)

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類	
ベトナム (2005/07/01発 効)	<p>商工省管轄下の 各地区の輸出入 管理課 Regional Export- Import Management Bureaus under the Ministry of Industry and Trade (MOIT)</p> <p>所在地 Hanoi, Ho Chi Minh City, Da Nang, Dong Nai, Hai Phong, Binh Duong, Vung Tau, Lang Son, Quang Ninh, Lao Cai, Thai Binh, Thanh Hoa, Nghe An, Tien Giang, Can Tho, Hai Duong and Binh Tri Thien</p>	<p>無料 (注: 以前は有料で あったが現在は無 料化) ※用紙代: 20,000ド ン / COフォーム</p>	<p>1. CO発行の申請手続き 下記の書類を提出し、COの発給申請をする。 ・有効な内容を完全に記載したCO発給申請書 ・有効な内容を完全に記載したサンプルCOフォーム ・通関手続きが完了した輸出通関申告書(企業署名済みのコピー、また通 関手続きが完了していない場合、CO発行日から15営業日まで提出猶予可) ・インボイス(企業署名済みのコピー) ・船荷証券(B/L)またはAir Waybill (AWB)に類する書類(企業署名済みのコ ピー、またB/Lが発行されていない場合、CO発行日から15営業日まで提出 猶予可) ・付加価値基準を説明する資料、または原材料から貨物への製造でHSコー ド変更があったことを説明する資料(採用した原産基準による)</p> <p>※ 初回申請や初めての製品の場合はCO発給機関による現地調査が行 われる場合がある。その場合は追加で以下の書類が必要。 ・製品の生産プロセス書類 ・原材料が輸入の場合は、その輸入申告書 ・原材料が国内調達の場合は、販売購入契約や付加価値を証明するイン ボイス(無い場合は売主による宣誓書か、地方政府による原材料がその土 地で製造された宣誓書でも可) ・輸出許可証(当てはまる場合のみ) ・その他、原産性を証明する関連書類</p> <p>2. CO発給までの手続き 発給機関は必要書類を受理した後に精査し、申請者に対して、書類が適正 か、追加書類が必要か、不備により再提出か、特定の理由によりCO発給拒 否か、を通知する。</p> <p>CO発給までの所要時間は書類が適正である前提で、以下のとおり。 ・4時間(航空機輸送の場合) ・8時間(航空機以外のその他輸送手段の場合) ・1営業日(郵送にて申込の場合で受領日より) ・3営業日(過去6カ月以内に原産地証明関連で違反があった場合) ・5営業日(申請書類は適正であっても発給機関により実地検査が必要であ る明確な理由がある場合)</p>	可	<p>原則としてCO は輸出前ある いは輸出の3 日前までに発 給だが、例外と して輸出者か らの要請によ り輸出後12カ 月以内なら遡 及発給可能。 その場合はCO の規定の欄に “Issued Retroactively” と実際の輸出 日が明記され る。</p>	<p>盗難、忘失、破 損した場合は 原産地証明書 発給機関で、 オリジナルCO の証明コピー と第2コピーの 再発給を受け ることができる。 輸出者はオリ ジナルCOの第 3コピーかオリ ジナルCOが発 給されたことを 示す証拠書類 の提出必要。 再発給された ものは第12欄 に“Certified True Copy”と スタンプされ、 オリジナルCO の発給日が付 される。再発給 はオリジナル COの発給日より1年以内。</p>	<p>発給する COの申請者は FOB価格を申請 フォームに記載 必要。FOB価格はその COにそのまま 記載される。</p>	<p>発給する ・Movement Certificate を申請 の場合、ベトナム の輸入者と輸出者 は同一者である必 要がある。 ・申請にはオリジ ナルのCO (Form E) 提出が必要。 ・Movement Certificate に記載 の情報はオリジ ナルCOと同じ必要 がある。(例: 発給 機関名、オリジ ナルCOの発給日や レファレンス番号) また、Movement Certificate のFOB 価格も同一にす る。 ・Movement Certificate の貨物 数量もオリジナル COの数量を超え てはならない。 ・Movement Certificate の有効 期限もオリジナル COの発給日から 同一。</p>	<p>通常、COの申請 者は以下の書類 提出が必要: ・発給機関所定の 申告書フォーム ・CO (Form E) で、輸出国の ACFTA国で原材 料のために発行 されたもの ・輸入原材料の税 関への輸入申告 書 その他疑義があ る場合は発給機 関は追加で関連 する書類を要求 することがある が、所在地の機 関により違うケー スもある。</p>

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
ラオス (2005/07/20発 効)	商工省輸出入局 の原産地証部 門、および地方 の商工サービス オフィス Certificate of Origin (CO) Division under the Department of Imports and Exports, Ministry of Industry and Commerce.	インボイス価額に よって変動。 ・1万ドル以下:4万 キップ ・1万ドル~3万ド ル:6万キップ ・3万ドル~6万ド ル:8万キップ ・6万ドル超:10万 キップ 通常3日で発給  (特急発給追加料 金) ・即時発給:+5万 キップ ・午前申請午後発 給:+4万キップ ・翌日発給:+3万 キップ  ※申請用フォーム 代 1万キップ(3枚 綴り1回分)。最大 30セットまで購入可 能。	1. 輸出前原産品判定(工場監査) a. 原産品判定に際し、工場訪問前に以下の関連書類を提出。 ・工場監査依頼書 ・輸出インボイス ・コスト計算書 / 製造プロセス表 + 原材料リスト ・物品製造と資本、コスト、プロセスに関する保証レター ・輸入原料関連書類(原産地証明書、輸入インボイス、輸入税関申告書) b. 工場監査は工場監査申請を受領して7業務日以内に開始 c. 発給機関は工場監査記録を発行、なお工場監査は工場で生産される商 品のみに適用。 (注:ラオスではこの工場監査後に、企業登録手続きとなる。)  2. 原産地証明書発給申請 a. 原産地証明書発給申請に際し、以下の関連書類を提出 ・記入済み原産地証明書フォーム ・申請者に関する書類(企業登録証、工場操業証、税務登録証) ・商品サンプル写真 ・輸出インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券(B/L)またはAir Waybill (AWB)、もしくはRailWaybill ・輸出許可証(必要な場合) ・輸出関税申告書(必要な場合) ・コスト計算書 / 製造プロセス表 + 原材料リスト ・輸入原料関連書類(原産地証明書、輸入インボイス、輸入税関申告書) ・原材料使用書類(使用報告書、インボイス) b. 発給機関は3業務日以内にCO発給  注:FOB価格はCO上に表記必須。	可	紛失、損傷等 があった場合、 再発給する が、その証拠 を発給機関へ 提出必要  CO再発給に必 要な書類: ・CO申請 フォーム ・船会社からの 紛失の認証 ・輸入国税関 からの未提出 の認証	発給する(ただ し、これまで Third Party Invoice の発給 実績なし)  ※輸出時の FOB価格は原 則記載。ただし 書面にFOB価 格情報等を記 載の上、正当な 不記載要望理 由を付せば検 討も可能) ただし、FOB価 格不記載のCO が輸入国で受 理されるかされ ないかは輸入 国税関の判断。	発給する  (ただし、これまで Movement Certificate は発給 実績なし)	輸入部材の原産 地証明書 (Form E)

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用し て原産地証明書の 発給を申請する際 必要な証拠書類
カンボジア (2008/02/06発 効)	商業省多国間貿 易部 Multilateral Trade Department (MTD), Ministry of Commerce (MOC)	<p>手続料 (Administrative Fee: ADF) ・USD 50 / COセッ ト ・USD 15 / COセッ ト (ただしUSD15は少 量輸出の場合の み、縫製品2000品 以下、靴200足以下 など)</p> <p>手続料以外に、輸 出管理料 (Export Management Fee: EMF) が必要な品 目もあり。EMFは 品目のカテゴリー や数量によって料 金が決まる。 ただし、価額が US\$800以下の少 量貨物の場合は免 除。</p>	<p>下記の書類を発給期間窓口に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書発給申請書</li> <li>・インボイス</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Waybill (AWB)</li> <li>・輸出ライセンス(もし必要な場合)</li> <li>・MTDへの登録証</li> <li>・売買契約書</li> <li>・税関 (General Department of Customs and Excise: GDCE) と CAMCONTROL (Cambodia Import-Export Inspection and Fraud Repression Directorate General) の共同調査報告</li> <li>・輸出申告書 (Cambodia Outward Declaration)</li> <li>・衛生植物検疫 (SPS) 証明書(もし必要な場合)</li> <li>・EMFやADFの支払い用小切手</li> <li>・倉庫検査の申請書(検査は商業省担当官による)</li> </ul> <p>発給機関は輸出者へ製品と生産ラインの検査を月に一度行い、CO発給製 品の原産性と在庫の動きを確認する。</p> <p>注: CO上にFOB価格の記載は必須。</p>	可	再発給する	<p>発給する</p> <p>※ CO (Form E) の第13欄に発 給機関による "Third Country Invoicing" チェッ クが入っている こと。 ※ CO (Form E) の第7欄に第3 国インボイス発 行者のフルネー ムと住所の記載 があること。 ※ CO (Form E) の第10欄に第3 国発行インボイ スの番号が記 載があること。 ※第3国インボ イス発行がCO 発給に間に合 わない場合は、 第7欄にインボ イスが別途発行 されること、その 発行者の氏名と 住所を記載。</p>	<p>発給する</p> <p>ただし税関 (GDCE) の監督下 にあるものに限 る。</p> <p>※ CO (Form E)の 第13欄に発給機 関による "Movement Certificate" チェッ クが入っているこ と。</p> <p>注:カンボジア税 関も担当者によっ てはMovement Certificate のルー ルを知らないこと もあるので注意。</p>	原産地証明書 (Form E)

ASEAN-中国FTA (ACFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	三国間貿易 (Third Party Invoice) COの発給	移動証明書 (Movement Certificate) の発給	累積規定を使用して原産地証明書の発給を申請する際必要な証拠書類
ミャンマー (2005/07/01発効)	商業省貿易局 Directorate of Trade, Ministry of Commerce	商業省貿易局への支払い 発給手数料: 3,000 Kyats  (修正手数料: 5,000 Kyats、これは実際は罰金。例えば実際の輸出国がCO上の輸出国と相違があった場合などに必要となる)  COの用紙代 300 Kyata	1. 各回の取引ごとの申請の前に、工業省 (Ministry of Industry) に対して以下の書類を提出し、製品コスト明細の「推薦状」入手のための申請をする。 ・製品コスト明細書 ・推薦状の申請フォーム (貿易局にて入手) ・原材料・付属品輸入時の輸入許可証・インボイス・輸入申告書・パッキング・リスト ・輸出入者登録証 (貿易局にて発行) ・会社設立証書 ・ミャンマー商工会議所連盟会員証 ・書式XXVI (取締役、経営者、支配人に関する詳細とその変更) 2. 工業省では申請内容を審査し、推薦状を発行する。 3. 推薦状を持って、貿易局で製品登録カードの申請をする。(1年間有効) 4. 貿易局で以下の書類と共にCOの申請をする。 ・製品登録カード ・原産地証明書様式 (Form E 貿易局で購入) ・原産地証明書申請書 ・原産地証明書申請概要 (チェックリスト形式) ・原材料リスト ・船荷証券 (B/L) ・輸出入者登録証 (貿易局発行) ・売買契約書 ・インボイス ・パッキングリスト ・輸出申告書 (Custom) ・ミャンマー投資委員会の推薦状 (縫製など委託加工業者 = CMP事業者の場合) ・ミャンマー商工会議所連盟 (UMFCCI) 登録証 ・経営者・取締役等リスト (BOD list) ・領収書 (発給手数料) 5. 書類に問題なければ貿易局にてCOの承認と発行 (通常、所要1日)  注: CO上にFOB価格の記載は必要で、記載しない選択肢はありえない。	可  (事前申請に申請準備が間に合わなかった場合、再申請する場合など。必要書類や手続きは通常の発給と同一。)	再発給する  (ただし、オリジナル発給日から1年以内。輸出後に紛失・破損の場合は船会社からの理由書が必要。また国内で紛失の場合は警察からの理由書が必要。)	発給する  ※CO (Form E) の第13欄に発給機関による "Third Country Invoicing" チェックが入っていること。 ※COには第3国発行インボイスと同じFOB価格表記が必要。 ※第3国発行インボイスが必要。	発給する  ※CO (Form E) の第13欄に発給機関による "Movement Certificate" チェックが入っていること。 ※Movement Certificate 上に中間インボイスで示されているFOB価格の表記が必要。 注: ミャンマー税関も担当者によっては Movement Certificate のルールを知らないこともあるので注意。	原産地証明書 (Form E)

(出所) Bryan Cave LLP調べ。